住宅用家屋証明申請書に必要なもの

＜確認書類（写し可）＞

・新築（増築）された住宅……………家屋表示登記（一式）又は登記簿、登記完了証、住民票、認定通知書（※長期優良住宅及び認定低炭素住宅に該当の場合のみ）、建築確認済証又は工事届出書、抵当権設定契約証書（※抵当権設定登記の場合）

・新築後使用されたこと

のない住宅……………………………上記の「新築（増築）された住宅の書類＋未使用であることを証する書類（未使用証明書等）、取得日が確認できる書類（売渡証明書等）

・建築後使用（中古）された

ことのある住宅………………………家屋の登記事項証明書、住民票、 売買契約書・領収書（全額分）又は売渡証明書又は登記原因証明情報（売買の場合）、代金納付期限通知書（競売の場合）

・建築後使用（中古）され

特定の増改築等が行われた

住宅を取得した場合…………………上記の「建築後使用されたことのある住宅」の書類＋増改築等工事証明書等

※網掛けの書類については、申請書の添付書類として要提出。